

参 考 資 料

(1) 個人情報の保護に関する法律	42
(2) 個人情報の保護に関する法律施行令	52
(3) 市川市個人情報保護条例	56
(4) 学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために 事業者が講ずべき措置に関する指針	64
(5) 個人情報保護の円滑な推進について(平成18年2月28日個人情報保護 関係省庁連絡会議申し合せ)	68
(6) 学校法事千葉学園個人情報保護方針	74
(7) 学校法人千葉学園個人情報保護規程	76
(8) ICCネットワークシステムのセキュリティに関する基本方針	80
(9) ICCネットワークシステム利用規程	82
(10) ICCネットワークシステム倫理規程	86

資料(1)

個人情報の保護に関する法律

(平成十五年五月三十日法律第五十七号)
最終改正年月日:平成二一年六月五日法律第四九号

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条—第六条)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針(第七条)

第二節 国の施策(第八条—第十条)

第三節 地方公共団体の施策(第十一条—第十三条)

第四節 国及び地方公共団体の協力(第十四条)

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務(第十五条—第三十六条)

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進(第三十七条—第四十九条)

第五章 雑則(第五十条—第五十五条)

第六章 罰則(第五十六条—第五十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索するこ

とができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと

して政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定◆個人情報保護◆団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべ

き措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であ

るとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状

態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的(第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個

人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わ

ない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手續)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手續を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱

いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条

- 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条

- 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。
- 2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会(以下「大臣等」という。)を主務大臣に指定することができる。

- 一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
- 二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
- 2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。)は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者(以下「対象事業者」という。)の個人情報の取扱いに関する第四十二条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、

その取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者でその取消の日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定◆個人情報保護◆団体」という。)は、その認定に係る業務(以下「認定業務」という。)を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第四十一条 認定◆個人情報保護◆団体は、当該認定◆個人情報保護◆団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

2 認定◆個人情報保護◆団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第四十二条 認定◆個人情報保護◆団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情に

ついて解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定◆個人情報保護◆団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定◆個人情報保護◆団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(◆個人情報保護◆指針)

第四十三条 認定◆個人情報保護◆団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「◆個人情報保護◆指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定◆個人情報保護◆団体は、前項の規定により◆個人情報保護◆指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該◆個人情報保護◆指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十四条 認定◆個人情報保護◆団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四十五条 認定◆個人情報保護◆団体でない者は、認定◆個人情報保護◆団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定◆個人情報保護◆団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定◆個人情報保護◆団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、◆個人情報保護◆指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条 主務大臣は、認定◆個人情報保護◆団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
 - 二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
 - 三 第四十四条の規定に違反したとき。
 - 四 前条の命令に従わないとき。
 - 五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。
- 2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大臣等を主務大臣に指定することができる。

- 一 設立について許可又は認可を受けている認定◆個人情報保護◆団体(第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。)については、その設立の許可又は認可をした大臣等
 - 二 前号に掲げるもの以外の認定◆個人情報保護◆団体については、当該認定◆個人情報保護◆団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等
- 2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。
- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第五十一条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限又は事務の委任)

第五十二条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(施行の状況の公表)

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。))及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。)の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(連絡及び協力)

第五十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十五条の規定に違反した者

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同

項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定◆個人情報保護◆団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

附則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合に

おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

資料(2)

個人情報の保護に関する法律施行令

(平成十五年十二月十日政令第五百七号)

最終改正年月日:平成二〇年五月一日政令第一六六号

内閣は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項第二号、第三項第四号及び第五項、第二十四条第一項第四号、第二十五条第一項、第二十九条第一項及び第三項、第三十七条第二項、第四十条第一項、第五十一条、第五十二条並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(個人情報データベース等)

第一条 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人情報取扱事業者から除外される者)

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)

ハ 電話番号

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

(保有個人データから除外されるもの)

第三条 法第二条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)

第四条 法第二条第五項の政令で定める期間は、六月とする。

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第五条 法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 二 当該個人情報取扱事業者が認定◆個人情報保護◆団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定◆個人情報保護◆団体の名称及び苦情の解決の申出先

(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

第六条 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

(開示等の求めを受け付ける方法)

第七条 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開示等の求めの申出先
- 二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式
- 三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- 四 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の求めをすることができる代理人)

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

(認定◆個人情報保護◆団体の認定の申請)

第九条 法第三十七条第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなくてはならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
 - 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
 - 三 認定の申請に係る業務の概要
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款、寄附行為その他の基本約款
 - 二 認定を受けようとする者が法第三十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
 - 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
 - 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類
 - 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時にお

ける財産目録)

六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類

八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

3 認定◆個人情報保護◆団体は、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は前項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨(同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。)を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(認定業務の廃止の届出)

第十条 認定◆個人情報保護◆団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

二 法第四十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日

三 認定業務を廃止しようとする日

四 認定業務を廃止する理由

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第十一条 法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、個人情報取扱事業者が行う事業であって当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 法第三十七条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、認定◆個人情報保護◆団体(法第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。)であってその設立の許可又は認可に係る主務大臣の権限に属する事務が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。

3 第一項の規定は、主務大臣が自ら同項に規定する事務を行うことを妨げない。

4 第一項の規定により同項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った地方公共団体の長等は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 第一項及び第二項に規定する場合においては、法及びこの政令中これらの規定に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

(権限又は事務の委任)

第十二条 主務大臣は、法第五十二条の規定により、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条

から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

- 2 主務大臣(前項の規定によりその権限又は事務が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長)は、法第五十二条の規定により、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。
- 3 警察庁長官は、法第五十二条の規定により、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限又は事務を委任することができる。
- 4 主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

(主務大臣による権限の行使)

第十三条 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いについて、法第三十六条第一項の規定による主務大臣が二以上あるときは、法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限は、各主務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

- 2 前項の規定によりその権限を単独に行使した主務大臣は、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一〇日政令第三八九号)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二条の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年五月一日政令第一六六号)

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前に個人情報の保護に関する法律第三十二条の規定により報告を求められ、又は同法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による命令を受けた個人情報取扱事業者で、この政令による改正後の第二条第二号の規定の適用により個人情報取扱事業者に該当しなくなったものに係る当該報告の求め又は命令及びこれらに係る同法第五十七条又は第五十六条の違反行為に対する罰則の適用については、その個人情報取扱事業者が該当しなくなった後も、なお従前の例による。

資料(3)

市川市個人情報保護条例

昭和 61 年 7 月 2 日

条例第 30 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 個人情報の保管等(第 7 条—第 12 条)

第 3 章 個人情報の閲覧請求等の権利(第 13 条—第 21 条)

第 4 章 救済手続(第 22 条—第 23 条の 2)

第 5 章 個人情報保護審議会(第 24 条)

第 6 章 個人情報の保管等を行う者の義務及び事業者への指導(第 25 条・第 26 条)

第 7 章 出資法人の義務及び国等への要請(第 27 条・第 28 条)

第 8 章 雑則(第 29 条—第 31 条)

第 9 章 罰則(第 32 条—第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の閲覧請求等の権利を保障することにより公正で民主的な市政の実現を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものに記録されるもの若しくはされたものをいう。
- (2) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

(平 9 条例 2・一部改正)

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関は、情報システムにおいて個人情報の保管等を行うときは、情報システムの特性を考慮して、個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な取扱いについて厳重な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平 16 条例 34・一部改正)

(市民の責務)

第 4 条 市民は、個人情報の保護の重要性を深く認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、実施機関の行う施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業を遂行するに当たり個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を深く認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるとともに、実施機関の行う施策に協力しなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、市民及び事業者の権利を不当に侵してはならない。

第 2 章 個人情報の保管等

(基本的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる場合を除き、思想、信条、宗教その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報の保管等をしてはならない。

(1) 法令に特別の定めのあるとき。

(2) 公益の実現を図るため、実施機関が市川市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。ただし、第 24 条第 1 項を除く。)の意見を聴いて認めたとき。

(業務の届出)

第 8 条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 業務の名称

(2) 業務の目的

(3) 業務の内容

(4) 個人情報の対象者

(5) 個人情報の内容

(6) 個人情報管理責任者

(7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、届出に係る業務を廃止し、又は前項の規定による届出事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、前 2 項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、業務を開始し、又は届出事項を変更した日以後において前 2 項の届出をすることができる。

(収集の制限)

第 9 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、次に掲げる事項を明らかにして本人から直接収集しなければならない。

(1) 業務の名称

(2) 業務の目的

(3) 業務の内容

(4) 収集の法的根拠

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 法令に特別の定めのあるとき。

(2) 公知性の生じた個人情報であるとき。

(3) 緊急やむを得ないとき。

(4) 公益の実現を図るため、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いて認めたとき。

- 3 実施機関は、前項の規定により、個人情報をも本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかに当該本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 法令又は条例等の規定により、本人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(目的外利用等の制限)

第10条 実施機関は、法令に特別の定めのあるとき又は正当な行政執行に関連のあるときを除き、第8条第1項の規定により届出をした業務(以下「届出業務」という。)の目的の範囲を超えて個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

- 2 実施機関は、法令又は条例に特別の定めのあるとき又は公益の実現を図るため実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いて認めたときを除き、届出業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。
- 3 実施機関は、目的外利用及び外部提供(以下「目的外利用等」という。)を行うときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市川市公文書公開条例(平成9年条例第2号)により個人情報が公開されることとなる場合には、同項の規定は、適用しない。
- 5 実施機関は、目的外利用等を行ったときは、規則で定める場合を除き、速やかに当該本人にその旨を通知しなければならない。

(平9条例2・一部改正)

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確で最新なものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他事故を未然に防止すること。
- (3) 個人情報の保管が必要でなくなったときは、速やかに廃棄すること。

(平16条例34・一部改正)

(結合の禁止)

第12条 実施機関は、個人情報の処理に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴いて認めたときを除き、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

第3章 個人情報の閲覧請求等の権利

(閲覧等を請求する権利)

第13条 市民(市内に住所を有しないが、実施機関に自己に係る個人情報の保管等をされている者を含む。以下同じ。)は、実施機関に対し、自己に係る個人情報の閲覧又は写しの交付(以下「個人情報の閲覧等」という。)を請求することができる。

- 2 実施機関は、次の各号の一に該当する個人情報については、当該個人情報の閲覧等を拒むことができる。
 - (1) 法令又は条例に特別の定めのあるもの
 - (2) 個人の評価、選考、診断その他本人に知らせることが不適当なもの
 - (3) 個人情報の閲覧等をさせることにより、実施機関の正当な行政執行を妨げるおそれのあるもの

(平9条例2・一部改正)

(訂正を請求する権利)

第14条 市民は、自己に係る個人情報について、誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報

の訂正を請求することができる。

(削除を請求する権利)

第 15 条 市民は、第 7 条の規定による基本的制限を超え、又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によらず自己に係る個人情報の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。

(中止を請求する権利)

第 16 条 市民は、第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定によらず自己に係る個人情報が目的外利用等をされると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(請求手続)

第 17 条 第 13 条第 1 項の規定による個人情報の閲覧等、第 14 条の規定による個人情報の訂正、第 15 条の規定による個人情報の削除又は前条の規定による目的外利用等の中止を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、本人であることを明らかにし、規則で定めるところにより、実施機関に対し、請求しなければならない。

(請求に対する決定等)

第 18 条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に、当該請求の諾否の決定を行わなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に諾否の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定による諾否の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第 2 項の規定により諾否の決定期間を延長したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第 3 項の規定による通知を行う場合において個人情報の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求を拒むことを決定したときは、その理由を記載した書面により通知しなければならない。

(平 9 条例 2・一部改正)

(決定後の措置)

第 19 条 実施機関は、前条(第 5 項を除く。次項において同じ。)の規定により個人情報の閲覧等の請求に係る個人情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することを決定したときは、速やかに請求者の閲覧に供し、又は請求者にその写しを交付しなければならない。

- 2 実施機関は、前条の規定により訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において実施機関は、当該目的外利用等をしているものに対し、その旨を通知しなければならない。

(費用負担)

第 20 条 前条第 1 項の規定による個人情報の閲覧等に係る手数料は、無料とする。

- 2 前条第 1 項の規定による個人情報の写しを交付する場合の当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(個人情報目録の作成)

第 21 条 実施機関は、規則で定めるところにより、個人情報目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第 4 章 救済手続

(不服申立て等)

- 第 22 条** この条例による個人情報の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する処分について不服のある者は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てをすることができる。
- 2 前項の規定による不服申立てがあった場合において、決定をする実施機関は、当該不服申立てについて、遅滞なく市川市個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該決定をしなければならない。

(個人情報保護審査会)

- 第 23 条** 前条の規定による不服申立てについて審査するため、市川市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、非常勤の委員 3 名をもって組織する。
- 3 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 7 審査会の事務は、法務部において処理する。
- 8 委員には、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (平 2 条例 17・平 11 条例 4・平 21 条例 1・一部改正)

(苦情の処理)

- 第 23 条の 2** 市長は、個人情報の取扱いに関し生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情を処理する体制の整備、関係機関への苦情の処理のあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。
- (平 16 条例 34・追加)

第 5 章 個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

- 第 24 条** 本市における個人情報保護制度を適正に運営するため、市川市個人情報保護審議会を置く。
- 2 審議会は、この条例により付与された権限に属する事項について、実施機関の諮問に応じ審議するとともに、市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例(平成 17 年条例第 7 号)第 9 条第 3 項の規定による市長の求めに応じ意見を述べるものとする。
- 3 審議会は、非常勤の委員 8 名をもって組織する。
- 4 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 8 審議会の事務は、法務部において処理する。
- 9 委員には、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (平 2 条例 17・平 11 条例 4・平 17 条例 7・平 21 条例 1・一部改正)

第 6 章 個人情報の保管等を行う者の義務及び事業者への指導

(平 16 条例 2・平 16 条例 34・改称)

(個人情報の保管等を行う者の義務)

- 第 25 条** 次に掲げる者は、その職務又は業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者
 - (2) 実施機関から個人情報の保管等の委託を受けて当該個人情報の保管等の業務に従事している者又は従事していた者
 - (3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の役職員又は構成員(これらの者であった者を含む。)であつて、当該公の施設の管理の業務に従事しているもの又は従事していたもの
- 2 実施機関から個人情報の保管等の委託を受けた者及び指定管理者は、実施機関からの個人情報の保管等の受託又は公の施設の管理に係る個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(平 16 条例 34・全改)

(事業者への指導等)

第 26 条 実施機関は、事業者が第 5 条の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)をするおそれのある場合は、当該事業者に対し、必要な調査を行うことについて協力を求めることができる。

2 実施機関は、事業者が違反行為をしていることを認めた場合は、当該事業者に対し、当該違反行為の是正又は中止を指導することができる。

第 7 章 出資法人の義務及び国等への要請

(出資法人の義務)

第 27 条 市が資本金等を 2 分の 1 以上出資している法人が個人情報の保管等を行う場合は、個人情報の適正な取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

(平 9 条例 2・一部改正)

(国等との協力)

第 28 条 市は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、国、他の地方公共団体その他関係機関と相協力するものとする。

(平 16 条例 34・全改)

第 8 章 雑則

(運用状況の報告及び公表)

第 29 条 市長は、この条例の運用状況について毎年 1 回、規則で定めるところにより、議会に報告するとともにこれを公表するものとする。

(他の手続による閲覧等の取扱い)

第 30 条 個人情報の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続が法令又は条例に定められている場合は、その定めるところによるものとする。ただし、個人情報に係る本人からの閲覧等の請求については、この条例によるものとし、市川市公文書公開条例は、適用しない。

2 実施機関において保存されている個人情報で、現に市民の閲覧及び利用に供することを目的としているものについては、この条例は適用しない。

(平 9 条例 2・一部改正)

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 章 罰則

(平 16 条例 34・追加)

第 32 条 [第 25 条第 1 項](#)に規定する者が、その職務又は業務を行う上で収集し、又は保管する個人情報(個人の秘密に属するものであって、組織的に利用するものに限る。)を含む情報の集合物(当該個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限り、当該情報の集合物の全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を正当な理由がないのに提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(平 16 条例 34・追加)

第 33 条 [第 25 条第 1 項](#)に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た個人情報(組織的に利用するものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(平 16 条例 34・追加)

第 34 条 実施機関の職員又は指定管理者の役職員若しくは構成員であつて当該公の施設の管理の業務に従事しているものがその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他[第 2 条第 1 号](#)に規定する規則で定めるものを収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(平 16 条例 34・追加)

第 35 条 市長は、偽りその他不正の手段により、[第 18 条第 1 項](#)に規定する個人情報の閲覧等の決定を受けて、個人情報を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(平 16 条例 34・追加)

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 61 年 9 月規則第 41 号で、第 24 条の規定は、同 61 年 10 月 1 日から施行)

(昭和 62 年 4 月規則第 11 号で、既に施行されている部分を除き、同 62 年 4 月 1 日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに、実施機関が保管等をしている個人情報については、この条例の規定により保管等を行ったものとみなす。

附 則(平成 2 年 6 月 26 日条例第 17 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 26 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成 9 年 12 月規則第 51 号で、同 10 年 2 月 1 日から施行)

附 則(平成 11 年 3 月 24 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 19 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 27 日条例第 34 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 改正後の第 32 条から第 35 条までの規定は、この条例の施行の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 7 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

資料(4)

学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

文部科学省告示第百六十一号

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八条の規定に基づき、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十六年十一月十一日

文部科学大臣 中山 成彬

学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

第一 趣旨

この指針は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)に定める事項に関し、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

なお、学校における生徒等に関する個人情報については、本指針によるほか、地方公共団体等が講ずる措置に留意するものとする。

第二 用語の定義

法第二条に定めるもののほか、この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者であつて、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)を設置する者をいう(第四に規定する場合を除く。)

二 生徒等次の各号に掲げる者をいう。

前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けている者

(一)前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けようとする者

(二)過去において、前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けた者及び受けよう

(三)とした者

第三 事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

一 法第十五条に規定する利用目的の特定に関する事項

事業者は、利用目的の特定に当たっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定すること。

二 法第十六条及び法第二十三条第一項に規定する本人の同意に関する事項

事業者は、本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うことが望ましいこと。

三 法第二十条に規定する安全管理措置及び法第二十一条に規定する従業者の監督に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、

当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

- (一) 生徒等に関する個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。
- (二) 生徒等に関する個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。
- (三) 生徒等に関する個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。その業務に係る職を退いた後も同様とすること。
- (四) 生徒等に関する個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理責任者を選任すること。
- (五) 生徒等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

四 法第二十二条に規定する委託先の監督に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データの取扱いの委託に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (一) 個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けること。
- (二) 委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容が委託契約において明確化されていること。具体的な措置としては、以下の事項が考えられること。
 - ① 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
 - ② 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること。
 - ③ 委託契約期間等を明記すること。
 - ④ 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。
 - ⑤ 委託先における個人データの加工(委託契約の範囲内のものを除く。)、改ざん等を禁止し、又は制限すること。
 - ⑥ 委託先における個人データの複写又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。)を禁止すること。
 - ⑦ 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すること。
 - ⑧ 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること。

五 法第二十三条に規定する第三者提供に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データを同窓会、奨学事業を行う団体その他の第三者に提供する(法第二十三条第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。)に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (一) 提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
- (二) 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって事業者の了承を得ること。ただし、当該再提供が、法第二十三条第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。
- (三) 提供先における保管期間等を明確化すること。
- (四) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。

ること。

(五) 提供先における個人データの複写及び複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。)を禁止すること。

六 法第二十五条第一項に規定する本人からの保有個人データの開示に関する事項

事業者は、保有個人データの開示に関し、次に掲げる事項に留意するものとする。

(一) 事業者は、本人から当該本人の成績の評価その他これに類する事項に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、学校における教育活動に与える影響を勘案すること。

(二) 事業者は、本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待をいう。)及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。)のおそれの有無を勘案すること。

(三) 事業者は、非開示の決定をすることが想定される保有個人データの範囲を定め、生徒等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならないこと。

七 法第二十九条第二項に規定する本人の利便を考慮した適切な措置に関する事項

事業者は、本人からの保有個人データの開示等の求めができるだけ円滑に行われるよう、開示等の求めに応じる手続について本人に周知するよう努めるとともに、閲覧の場所及び時間等について十分配慮すること。

八 法第三十一条に規定する苦情の処理に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、苦情及び相談を受け付けるための窓口の明確化等必要な体制の整備に努めること。

第四 個人情報取扱事業者以外の事業者による生徒等に関する個人情報の取扱い

法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者以外の事業者(学校を設置する者に限る。)であって、学校における生徒等に関する個人情報を取り扱う者は、第三に準じて、その適正な取扱いの確保に努めること。